



議員提出第1号議案

中小企業次世代人材確保支援条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和3年6月11日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治	清水菊美	黒沼良光
佐藤伸	菅谷郁恵	福井亮二
荒尾大介	杉山公一	

中小企業次世代人材確保支援条例

(目的)

第1条 この条例は、次世代の区内経済を担う若者に対し、奨励金を交付することにより、区内中小企業における人材の確保を支援するとともに、町工場など中小企業の発展が地域全体の発展に寄与するものと位置付け、もって人材育成を通じた製造業の振興及び地域の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区内中小企業 区内において操業し、または営業している企業であって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校をいう。

(奨励金の交付対象者の要件)

第3条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 大学等を卒業した日の属する月の翌月の1日から起算して3年以内に区内中小企業との間で、期間の定めのない労働契約を締結している者(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。)であること。
- (2) 区の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録されていること。
- (3) この条例に基づく奨励金の交付を受けたことがないこと。

(受給資格の認定)

第4条 交付対象者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、交付対象者の認定を行うものとする。

(認定事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の認定を受けた交付対象者（以下「交付認定者」という。）は、第3条各号に規定する事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。同条第1号又は第2号の要件を満たさなくなった場合も、同様とする。

(奨励金の額、交付時期等)

第6条 奨励金の額は、交付認定者1人につき、月5万円とし、規則に定める時期に交付する。

2 奨励金の交付期間は、第4条第2項の認定を受けた日の属する月の初日から、3年を経過した日の属する月の末日までとする。

3 交付認定者は、規則で定めるところにより、交付の時期ごとに、区長に対し申請しなければならない。

4 区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において奨励金の交付の決定を行うものとする。

(奨励金の交付要件)

第7条 奨励金の交付要件は、次のとおりとする。

(1) 前条第3項の規定による申請をしようとする日（以下「交付申請日」という。）において、第4条第2項の認定に係る区内中小企業との労働契約が継続していること。

(2) 交付申請日において、第4条第2項の認定を受けた日から継続して区の住民基本台帳に記録されていること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交付申請日において、区内中小企業との労働契約締結後に納付義務が発生した区民税について滞納がないこと。

(認定の取消し等)

第8条 区長は、交付認定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の認定又は第6条第4項の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条第2項の認定又は第6条第4項の決定を受けたとき。

(2) 第3条第1号若しくは第2号に掲げる要件に該当しなくなったとき又は前条の交付要件を欠いていたことが判明したとき。

2 区長は、前項の規定により第6条第4項の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずることができる。

(区の事業への協力)

第9条 交付認定者は、区が行うこの条例に係る調査その他この条例に関連する事業に協力するよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

区内の中小企業は零細な事業者が多いが、区内経済を支える基幹産業である。今、区内企業への支援に重点を置いて、施策を行うことが求められている。町工場などの中小企業主導で人材育成事業を展開するには、行政の後方支援が重要で

あり、町工場の発展が、地域全体の発展に寄与していることを改めて位置付け、行政と共に進めることが必要である。厳しい競争を乗り越え続けるためには、行政も時代の変化にあわせ柔軟に対応が求められている。既成概念にとらわれない技術産業の支援に向け、事業者と行政が手を携え知恵を絞り、ナショナルテクノポリスであり続けるための努力が求められている。そのため、「共同受注」のみならず「人材育成」にも共同で取り組むことができるよう、条例を制定する必要があるので、この案を提案する。